

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
◎高知県公文書規程等の一部を改正する訓令 高知県議会訓令	1
◎高知県議会議務局規程の一部を改正する訓令 高知県監査委員訓令	6
◎高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令 高知県人事委員会訓令	6
◎高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	6

訓 令

高知県訓令第12号

本 庁
各出先機関

高知県公文書規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県公文書規程等の一部を改正する訓令

(高知県公文書規程の一部改正)

第1条 高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「常用漢字表（昭和56年10月内閣告示第1号）」を「常用漢字表（平成22年11月内閣告示第2号）」に、「、外来語の表記（平成3年6月内閣告示第2号）及び県が別に定めるところを」及び「及び外来語の表記（平成3年6月内閣告示第2号）並びに別に定める公用文における漢字使用等に関する規程（昭和56年11月高知県訓令第14号）」に改める。

(公用文における漢字使用等に関する規程の一部改正)

第2条 公用文における漢字使用等に関する規程（昭和56年11月高知県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

本則中「高知県文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）」を「高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）」に改める。

附則第3項を削る。

別記を次のように改める。

別記

公用文における漢字使用等

第1 公用文（第2に掲げるものを除く。）における漢字使用等について

1 漢字使用について

(1) 公用文における漢字使用は、「常用漢字表」（平成22年11月内閣告示第2号。以下「常用漢字表」という。）の本表及び付表（表の見方及び使い方を含む。）によるものとする。
なお、字体については、通用字体を用いるものとする。

(2) 常用漢字表の本表に掲げる音訓によって語を表記するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 次のような代名詞は、原則として、漢字で表記するものとする。

例 俺 彼 誰 何 僕 私 我々

イ 次のような副詞及び連体詞は、原則として、漢字で表記するものとする。

例

(副詞)

余り 至って 大いに 恐らく 概して 必ず 必ずしも 辛うじて 極めて 殊に 更に 実に 少なくとも 少し 既に 全て 切に 大して 絶えず 互いに 直ちに 例えば 次いで 努めて 常に 特に 突然 初めて 果たして 甚だ 再び 全く 無論 最も 専ら 僅か 割に

(連体詞)

明くる 大きな 来る 去る 小さな 我が(国)

ただし、次のような副詞は、原則として、仮名で表記するものとする。

例 かなり ふと やはり よほど

ウ 次の接頭語は、その接頭語が付く語を漢字で表記する場合は、原則として、漢字で表記し、その接頭語が付く語を仮名で表記する場合は、原則として、仮名で表記するものとする。

例 御案内(御+案内) 御挨拶(御+挨拶) ごもつとも(ご+もつとも)

エ 次のような接尾語は、原則として、仮名で表記するものとする。

例 げ(惜しげもなく) ども(私ども) ぶる(偉ぶる) み(弱み) め(少なめ)

オ 次のような接続詞は、原則として、仮名で表記するものとする。

例 おって かつ したがって ただし ついては ところが ところで また ゆえに

ただし、次の4語は、原則として、漢字で表記するものとする。

及び 並びに 又は 若しくは

カ 助動詞及び助詞は、仮名で表記するものとする。

例 ない(現地には、行かない。)
ようだ(それ以外に方法がないようだ。)
ぐらい(二十歳ぐらいの人)
だけ(調査しただけである。)
ほど(三日ほど経過した。)

キ 次のような語句を、括弧の中に示した例のように用いるときは、原則として、仮名で表記するものとする。

例 ある(その点に問題がある。)
いる(ここに関係者がいる。)
こと(許可しないことがある。)

できる（だれでも利用ができる。）
 とおり（次のとおりである。）
 とき（事故のときは連絡する。）
 ところ（現在のところ差し支えない。）
 とも（説明するとともに意見を聞く。）
 ない（欠点がない。）
 なる（合計すると1万円になる。）
 ほか（そのほか・・・、特別の場合を除くほか・・・）
 もの（正しいものと認める。）
 ゆえ（一部の反対のゆえにはかどらない。）
 わけ（賛成するわけにはいかない。）
 ・・・・かもしれない（間違いかもしれない。）
 ・・・・てあげる（図書を貸してあげる。）
 ・・・・ていく（負担が増えていく。）
 ・・・・ていただく（報告していただく。）
 ・・・・ておく（通知しておく。）
 ・・・・てください（問題点を話してください。）
 ・・・・てくる（寒くなってくる。）
 ・・・・てしまう（書いてしまう。）
 ・・・・てみる（見てみる。）
 ・・・・てよい（連絡してよい。）
 ・・・・にすぎない（調査だけにすぎない。）
 ・・・・について（これについて考慮する。）

2 送り仮名の付け方について

(1) 公用文における送り仮名の付け方は、原則として、「送り仮名の付け方」（昭和48年6月内閣告示第2号。以下「送り仮名の付け方」という。）の本文の通則1から通則6までの「本則」及び「例外」、通則7並びに「付表の語」（1のなお書きを除く。）によるものとする。ただし、複合の語（送り仮名の付け方の本文の通則7を適用する語を除く。）のうち、活用のない語であって読み間違えるおそれのない語については、送り仮名の付け方の本文の通則6の「許容」を適用して送り仮名を省くものとする。

なお、これに該当する語は、次のとおりとする。

明渡し 預り金 言渡し 入替え 植付け 魚釣用具 受入れ 受皿 受持ち 受渡し
 渦巻 打合せ 打合せ会 打切り 内払 移替え 埋立て 売上げ 売惜しみ 売出し
 売場 売払い 売渡し 売行き 縁組 追越し 置場 贈物 帯留 折詰 買上げ 買入れ
 買受け 買換え 買占め 買取り 買戻し 買物 書換え 格付 掛金 貸切り 貸金
 貸越し 貸倒れ 貸出し 貸付け 借入れ 借受け 借換え 刈取り 缶切 期限付
 切上げ 切替え 切下げ 切捨て 切土 切取り 切離し 靴下留 組合せ 組入れ
 組替え 組立て くみ取便所 繰上げ 繰入れ 繰替え 繰越し 繰下げ 繰延べ 繰戻し
 差押え 差止め 差引き 差戻し 砂糖漬 下請 締切り 条件付 仕分 据置き
 据付け 捨場 座込み 栓抜 備置き 備付け 染物 田植 立会い 立入り 立替え
 立札 月掛 付添い 月払 積卸し 積替え 積込み 積出し 積立て 積付け 釣合い
 釣鐘 釣銭 釣針 手続 問合せ 届出 取上げ 取扱い 取卸し 取替え 取決め
 取崩し 取消し 取壊し 取下げ 取締り 取調べ 取立て 取次ぎ 取付け 取戻し
 投売り 抜取り 飲物 乗換え 乗組み 話合い 払込み 払下げ 払出し 払戻し 払
 渡し 払渡済み 貼付け 引上げ 引揚げ 引受け 引起し 引換え 引込み 引下げ

引締め 引継ぎ 引取り 引渡し 日雇 歩留り 船着場 不払 賦払 振出し 前払
 巻付け 巻取り 見合せ 見積り 見習 未払 申合せ 申合せ事項 申入れ 申込み
 申立て 申出 持家 持込み 持分 元請 戻入れ 催物 盛土 焼付け 雇入れ 雇主
 譲受け 譲渡し 呼出し 読替え 割当て 割増し 割戻し
 (2) (1)にかかわらず、必要があると認める場合は、送り仮名の付け方の本文の通則2、通則4、通則6（(1)のただし書の適用がある場合を除く。）の「許容」及び「付表の語」の1のなお書きを適用して差し支えない。

3 その他

(1) 1及び2は、固有名詞を対象とするものではない。
 (2) 専門用語又は特殊用語を書き表す場合など、特別な漢字使用等を必要とする場合は、1及び2によらなくてもよい。
 (3) 専門用語等で読みにくいと思われるような場合は、必要に応じて、振り仮名を用いる等、適切な配慮をするものとする。

第2 条例、規則、告示、公告及び訓令（以下「法規文書等」という。）における漢字使用等について

1 漢字使用について

(1) 法規文書等における漢字使用は、(2)から(6)までにおいて特別の定めをするもののほか、常用漢字表の本表及び付表（表の見方及び使い方を含む。）並びに第1の1の(2)によるものとする。また、字体については、通用字体を用いるものとする。

なお、常用漢字表により漢字で表記することとなったものとしては、次のようなものがある。

挨拶 宛先 椅子 咽喉 隠蔽 鍵 覚醒 崖 玩具 毀損 亀裂 禁錮 舷 拳銃 勾留 柵 失踪 焼酎 処方箋 腎臓 進捗 整頓 脊柱 遡及 堆積 貼付 賭博 剝奪
 破綻 汎用 汎濫 膝 肘 払拭 閉塞 捕捉 補填 哺乳類 蜜蜂 明瞭 湧出 拉致 賄賂 関わる 鑑みる 遡る 全て

(2) 次のものは、常用漢字表により、括弧の中の表記ができることとなったが、引き続きそれぞれ下線を付けて示した表記を用いるものとする。

壊滅（潰滅） 壊乱（潰乱） 決壊（決潰） 広範（広汎） 全壊（全潰） 倒壊（倒潰） 破棄（破毀） 崩壊（崩潰） 理屈（理窟）

(3) 次のものは、常用漢字表により、下線を付けて示した表記ができることとなったので、括弧の中の表記に代えて、それぞれ下線を付けて示した表記を用いるものとする。

臆説（憶説） 臆測（憶測） 肝腎（肝心）

(4) 次のものは、常用漢字表にあるものであっても、仮名で表記するものとする。

虞	}	→ おそれ
恐れ		
且つ	}	→ かつ
従って（接続詞）		
但し	}	→ ただし
但書		
外	}	→ ただし書
他		
又	}	→ ほか
因る		
又		→ また（「または」は、「又は」と表記する。）
因る		→ よる

(5) 常用漢字表にない漢字で表記する言葉、常用漢字表にない漢字を構成要素として表記する言葉又は常用漢字表にない音訓を用いる言葉の使用については、次によるものとする。

ア 専門用語等であって、他に言い換える言葉がなく、しかも仮名で表記すると理解することが困難であると認められるようなものについては、その漢字をそのまま用いて、これに振り仮名を付けるものとする。

例 暗渠 按分 蛾 瑕疵 管渠 滴養 強姦 砒素 埠頭

イ 次のものは、仮名で表記するものとする。

拘わらず → かかわらず

此 → この

之 → これ

其 → その

煙草 → たばこ

為 → ため

以て → もって

等(ら) → ら

猥褻 → わいせつ

ウ 仮名書きにする際、単語の一部だけを仮名に改める方法は、できるだけ避けるものとする。

例 幹旋 → あっせん（「あっ旋」は用いない。）

煉瓦 → れんが（「れん瓦」は用いない。）

ただし、次の例のように一部に漢字を用いた方が分かりやすい場合は、この限りでない。

例 あへん煙 えん堤 救じゅつ 橋りょう し尿 出えん じん肺 ため池 ちんでん池 でん粉 てん末 と畜 ばい煙 排せつ 封かん へき地 らく印 漏えい

エ 常用漢字表にない漢字又は音訓を仮名書きにする場合は、仮名の部分に傍点を付けることはしない。

(6) 次のものは、括弧の中に示すように取り扱うものとする。

匕首（用いない。「あいくち」を用いる。）

委棄（用いない。）

慰藉料（用いない。「慰謝料」を用いる。）

溢水（用いない。）

違背（用いない。「違反」を用いる。）

印顆（用いない。）

湮滅（用いない。「隠滅」を用いる。）

苑地（用いない。「園地」を用いる。）

汚穢（用いない。）

解止（用いない。）

戒示（用いない。）

灰燼（用いない。）

改訂・改定（「改訂」は、書物などの内容に手を加えて正すことという意味についてのみ用いる。それ以外の場合は、「改定」を用いる。）

開披（用いない。）

牙保（用いない。）

勸解（用いない。）

監守（用いない。）

管守（用いない。「保管」を用いる。）

陥奔（用いない。）

干与・干預（用いない。「関与」を用いる。）

義捐（用いない。）

汽罐（用いない。「ボイラー」を用いる。）

技監（特別な理由がある場合以外は用いない。）

規正・規整・規制（「規正」はある事柄を規律して公正な姿に当てはめることという意味についてのみ、「規整」はある事柄を規律して一定の枠に納め整えることという意味についてのみ、それぞれ用いる。それ以外の場合は、「規制」を用いる。）

羈束（用いない。）

吃水（用いない。「喫水」を用いる。）

規程（法令の名称としては、原則として用いない。「規則」を用いる。）

欺瞞（用いない。）

欺罔（用いない。）

狹隘（用いない。）

饗応（用いない。「供应」を用いる。）

驚愕（用いない。）

魚鱸（用いない。「魚倉」を用いる。）

規律（特別な理由がある場合以外は用いない。「規律」を用いる。）

空気槽（用いない。「空気タンク」を用いる。）

具有（用いない。）

繫船（用いない。「係船」を用いる。）

繫属（用いない。「係属」を用いる。）

計理（用いない。「経理」を用いる。）

繫留（用いない。「係留」を用いる。）

懈怠（用いない。）

牽連（用いない。「関連」を用いる。）

溝渠（特別な理由がある場合以外は用いない。）

交叉点（用いない。「交差点」を用いる。）

更代（用いない。「交代」を用いる。）

弘報（用いない。「広報」を用いる。）

骨牌（用いない。「かるた類」を用いる。）

戸扉（用いない。）

誤謬（用いない。）

詐偽（用いない。「偽り」を用いる。）

鑿井（用いない。）

作製・作成（「作製」は、製作（物品を作ること。）という意味についてのみ用いる。それ以外の場合は、「作成」を用いる。）

左の（「次の」という意味では用いない。）

鎖鑰（用いない。）

撒水管（用いない。「散水管」を用いる。）

旨趣（用いない。「趣旨」を用いる。）

枝条（用いない。）

首魁（用いない。「首謀者」を用いる。）

酒精（用いない。「アルコール」を用いる。）
 鬚髯（用いない。）
 醇化（用いない。「純化」を用いる。）
 竣功（特別な理由がある場合以外は用いない。「完成」を用いる。）
 傷痕（用いない。）
 燒燬（用いない。）
 銷却（用いない。「消却」を用いる。）
 情況（特別な理由がある場合以外は用いない。「状況」を用いる。）
 檣頭（用いない。「マストトップ」を用いる。）
 証標（用いない。）
 証憑・憑拠（用いない。「証拠」を用いる。）
 牆壁（用いない。）
 塵埃（用いない。）
 塵芥（用いない。）
 侵蝕（用いない。「侵食」を用いる。）
 成規（用いない。）
 窃用（用いない。「盗用」を用いる。）
 船渠（用いない。「ドック」を用いる。）
 洗滌（用いない。「洗浄」を用いる。）
 僭窃（用いない。）
 総轄（用いない。「総括」を用いる。）
 齟齬（用いない。）
 疏明（用いない。「疎明」を用いる。）
 稠密（用いない。）
 通事（用いない。「通訳人」を用いる。）
 定繫港（用いない。「定係港」を用いる。）
 呈示（用いない。「提示」を用いる。）
 停年（用いない。「定年」を用いる。）
 捺印（用いない。「押印」を用いる。）
 売淫（用いない。「売春」を用いる。）
 配付・配布（「配付」は、交付税及び譲与税配付金特別会計のような特別な場合についてのみ用いる。それ以外の場合は、「配布」を用いる。）
 蕃殖（用いない。「繁殖」を用いる。）
 版図（用いない。）
 誹毀（用いない。）
 彼此（用いない。）
 標示（特別な理由がある場合以外は用いない。「表示」を用いる。）
 紊乱（用いない。）
 編綴（用いない。）
 房室（用いない。）
 膨脹（用いない。「膨張」を用いる。）
 法例（用いない。）
 輔助（用いない。「補助」を用いる。）
 満限に達する（特別な理由がある場合以外は用いない。「満了する」を用いる。）
 有怨（用いない。）

輸贏（用いない。）
 踰越（用いない。）
 油槽（用いない。「油タンク」を用いる。）
 落盤（用いない。「落盤」を用いる。）
 臨検・立入検査（「臨検」は、犯則事件の調査の場合についてのみに用いる。それ以外の場合は、「立入検査」を用いる。）
 鄰佑（用いない。）
 狼狽（用いない。）
 和諧（用いない。「和解」を用いる。）

2 送り仮名の付け方について

(1) 単独の語

ア 活用のある語は、送り仮名の付け方の本文の通則1の「本則」及び「例外」並びに通則2の「本則」によるものとする。

イ 活用のない語は、送り仮名の付け方の本文の通則3から通則5までの「本則」及び「例外」によるものとする。

なお、表に記入したり、記号的に用いたりする場合は、次の例に示すように、原則として、括弧の中の送り仮名を省くものとする。

例 晴（れ）曇（り）問（い）答（え）終（わり）生（まれ）

(2) 複合の語

ア イに該当する語を除き、原則として、送り仮名の付け方の本文の通則6の「本則」によるものとする。ただし、活用のない語で読み間違えるおそれのない語については、送り仮名の付け方の本文の通則6の「許容」を適用して、次の例に示すように送り仮名を省くものとする。

例 明渡し 預り金 言渡し 入替え 植付け 魚釣用具 受入れ 受皿 受持ち
 受渡し 渦巻 打合せ 打合せ会 打切り 内払 移替え 埋立て 売上げ 売惜
 しみ 売出し 売場 売払い 売渡し 売行き 縁組 追越し 置場 贈物 帯留
 折詰 買上げ 買入れ 買受け 買換え 買占め 買取り 買戻し 買物 書換
 え 格付 掛金 貸切り 貸金 貸越し 貸倒れ 貸出し 貸付け 借入れ 借受
 け 借換え 刈取り 缶切 期限付 切上げ 切替え 切下げ 切捨て 切土 切
 取り 切離し 靴下留 組合せ 組入れ 組替え 組立て くみ取便所 繰上げ
 繰入れ 繰替え 繰越し 繰下げ 繰延べ 繰戻し 差押え 差止め 差引き 差
 戻し 砂糖漬 下請 締切り 条件付 仕分 据置き 据付け 捨場 座込み 栓
 抜 備置き 備付け 染物 田植 立会い 立入り 立替え 立札 月掛 付添い
 月払 積卸し 積替え 積込み 積出し 積立て 積付け 釣合い 釣鐘 釣銭
 釣針 手続 問合せ 届出 取上げ 取扱い 取卸し 取替え 取決め 取崩し
 取消し 取壊し 取下げ 取締り 取調べ 取立て 取次ぎ 取付け 取戻し
 投売り 抜取り 飲物 乗換え 乗組み 話合い 払込み 払下げ 払出し 払戻
 し 払渡し 払渡済み 貼付け 引上げ 引揚げ 引受け 引起し 引換え 引込
 み 引下げ 引締め 引継ぎ 引取り 引渡し 日雇 歩留り 船着場 不払 賦
 払 振出し 前払 巻付け 巻取り 見合せ 見積り 見習 未払 申合せ 申合
 せ事項 申入れ 申込み 申立て 申出 持家 持込み 持分 元請 戻入れ 催
 物 盛土 焼付け 雇入れ 雇主 譲受け 譲渡し 呼出し 読替え 割当て 割
 増し 割戻し

イ 活用のない語で慣用が固定していると認められる次の例に示すような語については、送り仮名の付け方の本文の通則7により、送り仮名を付けないものとする。

例 合図 合服 合間 預入金 編上靴 植木 (進退) 伺 浮袋 浮世絵 受入額
受入先 受入年月日 請負 受付 受付係 受取 受取人 受払金 打切補償
埋立区域 埋立事業 埋立地 裏書 売上(高) 売掛金 売出发行 売手 売主
売値 売渡価格 売渡先 絵巻物 襟巻 沖合 置物 奥書 奥付 押売 押出
機 覚書 (博多) 織 折返線 織元 織物 卸売 買上品 買受人 買掛金 外
貨建債権 概算払 買手 買主 買値 書付 書留 過誤払 貸方 貸越金 貸室
貸席 貸倒引当金 貸出金 貸出票 貸付(金) 貸主 貸船 貸本 貸間 貸
家 簡条書 貸渡業 肩書 借入(金) 借受人 借方 借越金 刈取機 借主
仮渡金 缶詰 気付 切手 切符 切替組合員 切替日 くじ引 組合 組入金
組立工 倉敷料 繰上償還 繰入金 繰入限度額 繰入率 繰替金 繰越(金)
繰延資産 消印 月賦払 現金払 小売 小売(商) 小切手 木立 小包 子守
献立 先取特権 作付面積 挿絵 差押(命令) 座敷 指図 差出人 差引勘
定 差引簿 刺身 試合 仕上機械 仕上工 仕入価格 仕掛花火 仕掛品 敷網
敷居 敷石 敷金 敷地 敷布 敷物 軸受 下請工事 仕出屋 仕立券 仕立
物 仕立屋 質入証券 支払 支払元受高 字引 仕向地 事務取扱 事務引継
締切日 所得割 新株買付契約書 据置(期間) (支出) 済(額) 関取 備付
品 (型絵) 染 ただし書 立会演説 立会人 立入検査 立場 竜巻 立替金
立替払 建具 建坪 建値 建前 建物 棚卸資産 (条件) 付(採用) 月掛貯
金 付添人 漬物 積卸施設 積出地 積立(金) 積荷 詰所 釣堀 手当 出
入口 出来高払 手付金 手引 手引書 手回品 手持品 灯台守 頭取 (欠
席) 届 留置電報 取扱(所) 取扱(注意) 取入口 取替品 取組 取消処分
(麻薬) 取締法 取締役 取立金 取立訴訟 取次(店) 取付工事 取引 取
引(所) 取戻請求権 問屋 仲買 仲立業 投売品 並木 縄張 荷扱場 荷受
人 荷造機 荷造費 (春慶) 塗 (休暇) 願 乗合船 乗合旅客 乗換(駅)
乗組(員) 場合 羽織 履物 蓑巻 払込(金) 払下品 払出金 払戻金 払
戻証書 払渡金 払渡郵便局 番組 番組 控室 引当金 引受(時刻) 引受
(人) 引換(券) (代金) 引換 引継事業 引継調書 引取経費 引取税 引
渡(人) 日付 引込線 瓶詰 歩合 封切館 福引(券) 船積貨物 踏切 振
替 振込金 振出(人) 不渡手形 分割払 (鎌倉) 彫 掘抜井戸 前受金 前
貸金 巻上機 巻紙 巻尺 巻物 待合(室) 見返物資 見込額 見込数量 見
込納付 水張検査 水引 見積(書) 見取図 見習工 未払勘定 未払年金 見
舞品 名義書換 申込(書) 申立人 持込禁止 元売業者 物置 物語 物干場
(備前) 焼 役割 屋敷 雇入契約 雇止手当 夕立 譲受人 湯沸器 呼出符
号 読替規定 陸揚地 陸揚量 両替 割合 割当額 割高 割引 割増金 割戻
金 割安

備考 1 下線を付けた語は、送り仮名の付け方の本文の通則7において例示された語である。

2 「売上(高)」、「(博多)織」などのようにして掲げたものは、括弧の中を他の漢字で置き換えた場合にも、送り仮名の付け方の本文の通則7を適用する。

(3) 付表の語

送り仮名の付け方の本文の「付表の語」(1のなお書きを除く。)によるものとする。

3 その他

(1) 1及び2は、固有名詞を対象とするものではない。

(2) 専門用語又は特殊用語を書き表す場合など、特別な漢字使用等を必要とする場合は、1

及び2によらなくてもよい。

(3) 1及び2は、平成23年4月1日以後に公布し、又は高知県公報に登載する法規文書等から適用するものとする。

(4) 新たに法規文書等を起案する場合のほか、既存の法規文書等の改正について起案する場合にも、同様とする。したがって、改正されない部分に用いられている語の表記と改正される部分に用いられるこれと同一の内容を表す語の表記とが異なることとなっても、差し支えない。

（左横書き文書の作成要領の一部改正）

第3条 左横書き文書の作成要領（平成5年10月高知県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別記別紙第2の1（1）中「常用漢字表（昭和56年10月内閣告示第2号）」を「常用漢字表（平成22年11月内閣告示第2号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

議 会 訓 令

高知県議会訓令第2号

議会議務局

高知県議会議務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月28日

高知県議会議長 溝渕 健夫

高知県議会議務局規程の一部を改正する訓令

高知県議会議務局規程（平成15年2月高知県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「常用漢字表（昭和56年10月内閣告示第1号）」を「常用漢字表（平成22年11月内閣告示第2号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第5号

監査委員事務局

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月28日

高知県代表監査委員 奴田原 訂

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局処務規程（平成15年4月高知県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「常用漢字表（昭和56年10月内閣告示第1号）」を「常用漢字表（平成22年11月内閣告示第2号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 訓 令

高知県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局処務規程（平成14年8月高知県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「常用漢字表（昭和56年10月内閣告示第1号）」を「常用漢字表（平成22年11月内閣告示第2号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。